

(仮称)若木周辺地区

まちづくりニュース



第10号 平成24年10月発行

まちづくり計画*を考えていきましょう!

※まちづくり計画については裏面をご参照ください。

これまでの若木周辺地区のまちづくり

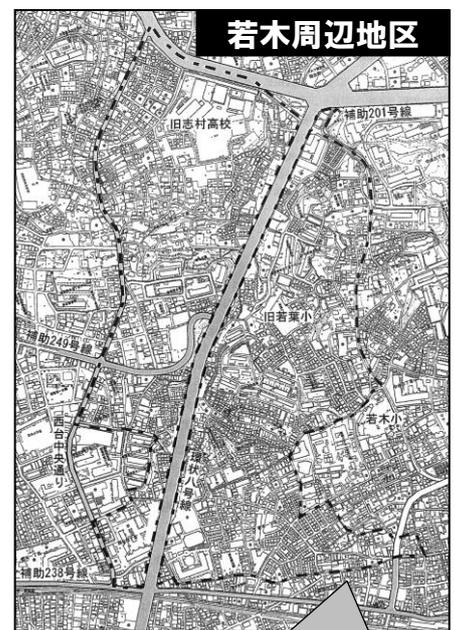
- ・若木周辺地区では、平成21年度より、地区全体を対象としたまちづくりルールの策定に向けて取り組んできました。
- ・地区の皆さまのご意見を伺った結果、地区ごとに様々な課題があり、いくつかの地区に分けてまちづくりルールの策定した方がよいことがわかりました。

今後は、まちづくり計画を策定していきます

- ・そこで、今後は、地区ごとのまちづくりルールの基礎となる「まちづくり計画」を地区全体で策定していきたいと考えています。
- ・「まちづくり計画」とは、まちの将来像や長期的なまちづくりの方向性を示すものです。

まず、まちづくり協議会を設立します

- ・具体的には、本年度に、住民主体のまちづくりの検討組織である「まちづくり協議会」を設立し、平成25年末を目標に「まちづくり計画」について検討していく予定です。
- ・そこで、本年10月中に、町会等を通じ、地区の皆さまによびかけ、11月より「まちづくり協議会準備会」を開催していきたいと考えています。



若木周辺地区

若木周辺地区の範囲

西台一丁目全域
 西台三丁目・西台四丁目の一部
 若木一丁目・若木二丁目の一部
 若木三丁目の全域

H21~23年度

H24年度

H25年度

H26年度以降

地区全体のまちづくりルールの策定に向け、地区の皆さまと話し合いを進めてきました

協議会の準備会

まちづくり協議会に設立に向けた準備を進めます。

まちづくり協議会の設立

協議会にて、まちづくり計画を検討

まちの将来像、長期的なまちづくりの方向性について検討します。

まちづくり計画の策定

若木周辺地区をいくつかの地区に分けて、まちづくりルールの策定を進めていきます

まちづくり計画とは？

Q：まちづくり計画とは？

A：地域にお住まいの方や、土地や建物の権利をお持ちの方が、話し合っ、まちの将来像をまとめ、長期的なまちづくりの方向性（道路・公園のあり方、建物の建替え、土地利用のあり方）を定めるものです。

Q：まちづくり計画ができるとどうなるの？

A：まちづくり計画の内容に沿って、住民の皆さまが主体となり、まちづくりルールの方策を進めていきます。区は、その支援を行うとともに、道路や公園の整備事業の導入を検討します。

Q：どうやって策定していくの？

A：若木周辺地区では、住民の皆さまが主体となった「まちづくり協議会」を設立して検討をすすめていきたいと考えています。区は、協議会の運営、まちづくりに関する情報提供、専門家の派遣などのお手伝いをしていきます。

まちづくり計画

- ・ まちの将来像
- ・ 長期的なまちづくりの方向性
 - 道路や公園のあり方
 - 建物の建替え
 - 土地利用のあり方
 - など

具体的なまちづくり

- まちづくりルールの策定
- 道路や公園の整備

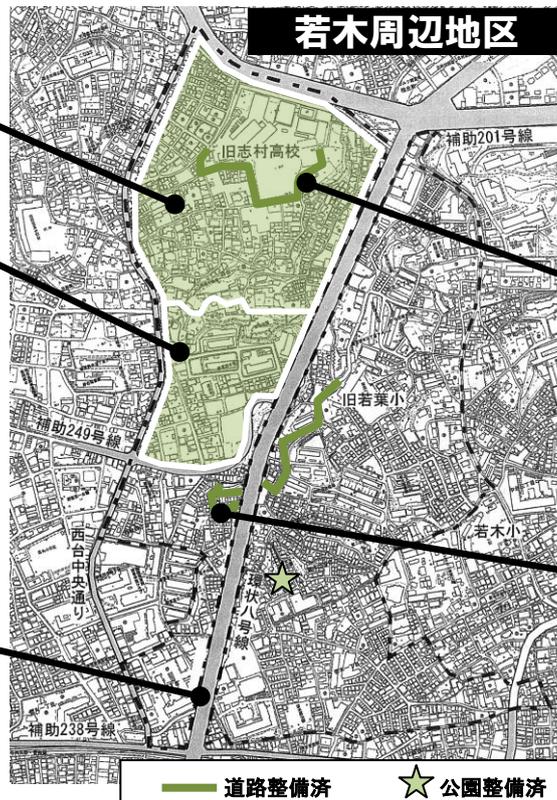
（参考）若木周辺地区のこれまでのまちづくり

まちづくりルールの策定

- ・ 西台一丁目周辺北地区地区計画（平成13年度）
- ・ 西台一丁目周辺南地区地区計画（平成9年度）

環状八号線

平成18年度に、環状八号線の供用が開始されました。



生活道路や公園の整備

生活道路や公園の整備などの密集住宅地の改善が進められました。



旧志村高校周辺の道路整備



若木二丁目の道路整備

若木周辺地区のまちづくりに関するご意見・お問い合わせは…



板橋区 都市整備部 市街地整備課 住環境整備計画グループ
 TEL：03-3579-2562（直通） FAX：03-3579-5437
 （協力）株式会社 首都圏総合計画研究所
 TEL：03-3367-1271 FAX：03-3367-1272